

東京地判平成9年4月9日・平成5年（ワ）第7544号〔日本遊戯銃協同組合〕

（LEX/DB 提供テキストを利用して抜粋）

（見出し番号のみ原本を参照して修正）

事実及び理由第三の二 1（一）

（2）正当な理由及び公共の利益の有無

- ① 以上のとおり、本件妨害行為は、不公正な取引方法の勧奨ないしは不当な競争制限という前記独禁法の構成要件に形式的に該当すると認められる。

しかし、共同の取引拒絶行為であっても、正当な理由が認められる場合は、不公正な取引方法に該当しないと解される（一般指定一項）。

また、形式的には「一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為」に該当する場合であっても、独禁法の保護法益である自由競争経済秩序の維持と当該行為によって守られる利益とを比較衡量して、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発展を促進する」という同法の究極の目的（同法一条）に実質的に反しないと認められる例外的な場合には、当該行為は、公共の利益に反さず、結局、実質的には「一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為」に当たらないものというべきである（最高裁第二小法廷昭和五九年二月二四日判決・刑集三八巻四号一二八七頁参照）。

したがって、本件は、被告組合がエアースoftガンの安全に関する品質基準を設けて、これに合致しない商品の取扱いを中止するよう問屋及び小売店に要請したという事案であるから、本件自主基準設定の目的が、競争政策の観点から見て是認しうるものであり、かつ、基準の内容及び実施方法が右自主基準の設定目的を達成するために合理的なものである場合には、正当な理由があり、不公正な取引方法に該当せず、独禁法に違反しないことになる余地があるというべきである。

さらに、自由競争経済秩序の維持という法益と、本件妨害行為により守られる法益を比較衡量して、独禁法の究極の目的に反しない場合には、公共の利益に反さず、不当な競争制限に該当せず、独禁法に違反しないことになる余地があるというべきである。

以下、これらの点について検討することとする。

② 本件自主基準の目的の合理性

前記のとおり、昭和六〇年ころからエアースoftガンに関する事件や事故が続発し、エアースoftガンに対する社会的批判が強まり、国会でも取上げられるに及んで、通産省生活産業局文化用品課の安全確保の目的での行政指導もあって、昭和五〇年六月二八日に設立された「日本モデルガン製造協同組合」が昭和六一年に「エアソフトガン協議会」を吸収合併して現在の被告組合となったものである。そして、前記認定事実及び前掲各証拠によれば、被告組合は主として右安全確保の目的のためにASGK制度を設けたものであり、本件自主規約において、ASGKシールの貼付されていないエアースoftガンの製造販売をしないように申し合わせている行為は、安全検査をされていないエアースoftガンによる事故を防止して消費者及びその周辺の安全を確保すること並びに事故発生により広範な規制が行われ業界全体が打撃を受けることを防止する目的であると認められ、右認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

そして、前記のとおり、独禁法は、自由競争経済秩序の維持を保護法益としているが、その究極の目的は、一般消費者の利益確保及び国民経済の民主的で健全な発達の促進にあるというべきであるから（同法一条）、安全性の確保されない製品の流通による事故の防止は消費者の利益に適うことであり、本件自主基準の目的は、独禁法の本質と何ら矛盾するものではないというのが相当である。

したがって、被告組合の本件自主規約及びこれに係る本件自主基準の設置目的は、正当なものであるということが出来る。

②【ママ】 本件自主基準の内容の合理性

前記のとおり、本件自主基準において、エアースoftガンの発射された弾丸の威力は、対象年齢一八歳以上のものは〇・四J以下（対象年齢一〇歳以上の表示をするものについては〇・二J以下。ただし、改定自主基準によって平成五年四月二日以降は〇・一八J以下）、弾丸の材質はプラスチックで重量については〇・二グラム以下（平成四年三月以降は〇・三六グラム以下）と定められている。

a エアースoftガンの威力に関する自主基準

被告組合の本件自主基準では、エアースoftガンの威力の基準を発射される弾丸の威力に基づいて定めているところ、前掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、弾丸の威力（運動エネルギー）と貫通力は完全には一致しないが、弾丸の大きさ及び材質が一定であればほぼ比例する関係にあり、エアースoftガンから発射された弾丸の危険性は運動エネルギーにほぼ比例すると認められるから、弾丸の運動エネルギーを安全性の基準と考えることには合理性があり、少なくとも不合理なものではないといえる。

ついで、本件自主基準が運動エネルギーの基準を〇・四Jにしていることの合理性について検討する。

確かに、弾丸の運動エネルギーが〇・四Jを超えたからといって、直ちに人体に対し傷害を負わせる威力を有し、銃刀法に違反するということとはできない（〈書証番号略〉）。したがって、そのことのみに着目する限りでは、右自主基準の数値が〇・四Jであることには格別の根拠はないというべきである。

しかし、前記認定のとおり、エアースoftガンの消費者の多くは、可能な限り威力の高い製品を嗜好するのが一般的であるから、威力の上限の数値を設けない場合には、各メーカーが他社よりも威力の強い製品を製造販売しようとし、結果的に無制限な威力強化競争を招き、消費者の安全を害する

蓋然性が高いこと、前記のとおり、モデルガン業界が立法により広範な規制を受けて大打撃を受けた経緯があることなどを考慮すれば、被告組合がエアースoftガンの威力について〇・四Jという上限を定め、エアースoftガンと銃刀法に違反する実銃との間に相当広い空白の領域を設けようとしていることには理由があり、右のような本件自主基準の趣旨は一応合理的であるというべきである。

この点につき、原告は、前記のとおり、被告組合の組合員らの製品の中にも実際には〇・四Jを超える威力を有するものが多数存在すること、被告前田らがスポーツガン振興会を結成し、エアースoftガンとほとんど同一の商品であるエアースportsガンの威力基準を〇・八Jと定めたことなどを根拠として、本件自主基準には合理的な根拠がない旨主張する。しかし、右は、単に本件自主基準が遵守されていないというにすぎず、右を根拠として本件自主基準に合理性がないということとはできないものというべきである。

b エアースoftガン用弾丸（BB弾）の重量に関する自主基準

前掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、一般に、エアースoftガンから発射される弾丸の威力は $J = MV^2 \div 2$ の数式で求められるが、同一のエアースoftガンから発射されたとしても、弾丸が軽ければ初速が速く、重ければ初速が遅いという関係にあるから、必ずしも弾丸が重いほど威力が大きいということとはできないものであり、また、発射するエアースoftガンの威力に比較して弾丸が軽すぎると、弾丸に十分なエネルギーが伝達される前に発射されてしまうことによって効率が悪くなり、逆に重すぎると弾丸の加速に時間がかかることによって、その間にBB弾と銃身の間から空気ないしはガスが漏れて右同様に効率が悪くなることもあるため、結局、最大の威力を出すことのできる弾丸の重量は当該エアース

ソフトガン毎に異なるというべきであることが認められる（〈書証番号略〉）。

なお、被告らは、原告製造の重量BB弾は、強力に改造されたエアソフトガンに使用されるのに適しているから、エアソフトガンの違法な改造を誘発するという趣旨の主張をしているが、重量BB弾が右のような違法な改造を誘発した事実を認めるに足りる的確な証拠は全くない。

もっとも、0・4Jを超える威力のあるエアソフトガン、特に1J以上の威力を有するように改造されたエアソフトガンについては、重量BB弾を発射する場合でもその加速が短時間にされるため、前記のエネルギー効率の悪化が小さく、一般的に、弾丸が重い方が威力が増し、危険性が増加するといえる。

（〈書証番号略〉）

右のとおりであるから、本件自主基準がBB弾の重量について制限を設け、右制限を0・二グラム以下（平成四年三月以降0・三六グラム以下）と定めたことについても、合理性がないとはいえない。

③【ママ】 本件自主基準の実施方法の相当性

前記のとおり、本件自主基準の目的は主として消費者及びその周辺の安全の確保にあると認められ、その目的が不合理なものでないことからして、その実施方法が社会的に相当である限り、一定の限度において取引制限等の方法を用いたとしても、実質的違法性を欠く場合があり得るといえるべきである。したがって、本件九二Fの流通により、消費者及びその周辺社会の安全という法益に重大な危険性が認められ、右危険を未然に防止するため他に適当な方法が存在しない場合には、問屋及び小売店に対し、本件九二Fの取扱いの中止を要請することはやむを得ないものであって、正当な理由があり、公共の利益に反しないものと認めるべきである。

しかしながら、前記のとおり、本件自主基準中の前記○・四 J という威力の基準については、合理性がないとはいえないものの、必ずしも格別の根拠があるとはいえず、右基準に違反した製品が直ちに社会的に著しく危険であるともいえないこと、被告組合においては一度検査を通過した製品についてはその後ほぼ無条件で A S G K シールが交付され、規約に定められた試買検査はほとんど行われていなかった結果、被告組合の組合員の製造販売にかかる A S G K シール貼付の製品であっても、○・四 J を超える威力を有するものが現実には多数存在していたことなどに照らせば、本件九二 F が被告組合員らの製造販売に係る製品と対比して格別に消費者及びその周辺社会に重大な危険を与えるものであるとは到底いえないものである。

この点について、被告らは、原告は本件九二 F が業界一の威力であることを売り物にしており、本件九二 F は消費者に危険を与えるものである旨主張しているが、前記認定のとおり、東京都消費者センターや「アームズマガジン」の測定の結果によれば、A S G K シール貼付の製品の中にも本件九二 F より強力なものが存在することが明らかであるから、右主張は採用の限りではない。

右のとおりであるから、本件九二 F が流通することによって消費者及びその周辺社会に重大な危険を及ぼすことになるとはいまだ到底認められないものである。

しかも、前記のとおり、被告組合は、本件九二 F の威力を正確に測定した上で威力の強い危険な銃であると認めたわけではなく、原告が被告組合に加入しておらず A S G K シールを貼付していないという、まさに排他的な事由をもって本件妨害行為に及んだものである。

したがって、たとえ本件自主基準の設定目的が正当なものであり、本件自主基準の内容も一応の合理性を有するものであっても、本件妨害行為は、右目的の達成のための実施方法として相当なものであるとは到底いえないというべきであり、正当な

理由があるとはいえ、独禁法が禁止している前記「不公正な取引方法の勧奨」に該当するものである。

また、本件妨害行為は、自由競争経済秩序の維持という独禁法の保護法益を犠牲にしてまで、消費者及びその周辺社会の安全という法益を守るため必要不可欠なやむを得ない措置としてされたものであるとは到底認められないから、前記独禁法の究極の目的に実質的に反しない例外的な場合であるとは認められず、ひいては公共の利益に反しないものとはいえないから、本件妨害行為は独禁法が禁止している前記「不当な競争制限」【ママ】に該当するものというべきである。

なお、被告らは、本件妨害行為は通産省の行政指導に基づいてASGK制度による啓蒙活動を推進した一環であるかのような趣旨の主張をしているが、通産省の指導は右制度を推進すべしという内容にすぎないことが明らかであって、非組合員の製造したASGKシールを貼付していない製品をボイコットすることまで指導したものは到底認められない（〈書証番号略〉）から、右行政指導によって本件妨害行為の違法性が阻却されることはおよそあり得ないことというべきである。